



松浦診療所の閉鎖を許さんぞ！
若杉・松浦は労働者・患者に内紛のツケをまわすな！
長期争議の責任をとらせるぞ！

二月二十九日、半日情宣行動を行いました。検察、三菱東京UFJ銀行、裁判所で訴えや申入れを行いました。年度末と同時に六億六千万円損賠裁判の弁論を控えた中での重要な取り組みでした。二〇名の皆さんにご参加を頂き手応えある闘いとなりました。港合同の間、国鉄臨雇闘争の和田さん、兵庫や京都から駆けつけて下さった皆さん、ありがとうございました。

**南労会を起訴せよ！
検察庁へ申入れ**

朝八時すぎ、小雨ふる中、大阪地方検察庁が入る合同庁舎前でピラマキ開始。労組法違反で刑事罰の対象となっている南労会を「速やかに起訴せよ」と訴えました。中労委が地検に命令違反の事実を報告してから一年三ヶ月が経過、未だ命令を守らず、逆に組合員攻撃を強める南労会をこれ以上

佐藤教授意見書

放置することは許されません。労働法に基づけば起訴以外にないのです。ピラマキ後、担当検事への申入れを行いました。

早稲田大学名誉教授であり顧問弁護士もして頂いている佐藤昭夫先生の意見書を添えた請願も行いました。

この間、佐藤先生には、裁判官や検事に労働法制の根本を学び認識させる為に見事なお手本となる意見書を書いて頂きました。

詳しくは港合同ホームページに掲載しています。が、別途ご紹介します。

生存権と団結権侵害に歯止めをかけよ

労働条件の決定における労働者の立場、団結権保障の必要、団結権保障の実効確保、使用者の行為によって生じた団結権侵害行為の是正という労働法制の根本を論じ、二〇〇七年九月の高裁永井判決の意義と不十分点を明らかにし、それとの関連で南労会の行為が団結権を侵害し、命令を履行せず、組合と組合員に多大な損害を与えていることを厳しく指摘する内容となっています。

請願理由の中には次のように書かれています。「(労働法制の根本を否

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！



大阪地検前ビルまき

定する態度に出ている南労会を) 放置することは、労働者の生存権と団結権侵害に何らの歯止めもかからず、法の無視、労働者の人権侵害を加速させ、司法に対する信頼を根本から覆すこととなります」
「過料の制裁金は支払っても、差別を改めようとならない南労会は、コンプライアンスと使用者の社会的責任に欠けた、前代未聞の反組合使用者」
(意見書) —この悪質な南労会を速やかに起訴し

て権利侵害に歯止めをか
けよ! ということです。
担当検事が直接、面談
に同じ、一定のやり取り
が行われました。

**三菱UFJ銀行は
南労会の労働犯罪
に手を貸すな!
不正経理を
助けるな!**

—〇時二〇分から三菱
東京UFJ銀行大阪支店
(淀屋橋) でビルまきと
申入れを行いました。

警察を呼んで介入、申
入れには正面玄関に総務
課?の行員がズラリと並
んで門前払いという失礼
千万で、お客様にも格好
悪い対応。のみならず前
回からはビデオカメラを

まわし、今回は「業務妨
害、最後通告」みたいな
台詞まで口にしました。

不当労働行為、違法行
為を助長してきた銀行の
この権力的態度は正に開
き直り。ヤバイ事してき
た自覚の表れとも言えま
す。松浦診療所閉鎖を許
さず、争議責任を必ず取
らさず!



UFJ銀行前・抗議申入れ行動



上) 正面玄関前で
抗議のシュプレヒ
コール

下左) 入口で申入
れを阻む行員に申
入内容を読み上げ
る。

下右) 申入れの様
子をビデオで撮影
し肖像権侵害

裁判所の昼休みビル

最後は裁判所の昼休み
ビルと街宣。受取り、反
応とも良かったです。皆
さまお疲れ様でした。